# 株主各位

東京都中央区東日本橋三丁目4番14号

# 株式会社ジーダット 代表取締役社長 石橋 恒一

# 第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださ いますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができます ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権 行使書用紙に議案に対する替否をご表示いただき、平成24年6月19日(火曜日)午後 5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 平成24年6月20日(水曜日) 午前10時 1. 日 時
- 2. 場 所 東京都中央区八重洲1丁目3番7号

八重洲ファーストフィナンシャルビル

ベルサール八重洲 2階「Room D+E」

- 3. 会議の目的事項 報告事項
- 1. 第10期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役 会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第10期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 計算書類報告の件

# 決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役7名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますよ うお願い申し上げます。

<sup>◎</sup>なお、添付書類及び株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウ ェブサイト (http://www.jedat.co.jp/) において、修正事項を掲載させていただきます。

# 事 業 報 告

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

#### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内製造業は、自動車や素材産業を中心として急速に 業績を回復してきていますが、当社企業グループの顧客である半導体ならびに FPD(Flat Panel Display)の電子部品業界は、世界的な低価格化と円高に対して十 分に追随できず、利益を出せない状況となっています。特に液晶パネルは過剰な 価格競争により世界TOP 4 の企業ですら赤字となっています。このため当社企業グループの顧客業界は、設計設備に対する投資を年々減少させ、国内市場は引き続き縮小傾向が継続しています。こうした状況の中で、当社企業グループは従来の「生産性の革新」に加えて、顧客のフィールドコストの大幅削減を目指した「高信頼性設計」のための製品群を開発し、新たな需要の掘り起こしを行ってまいりました。また、海外では特に中国FPD市場での拡販に力を注ぎ、中国市場仕様製品の開発や販売力を強化してまいりました。しかしながら、国内顧客の強い投資引き締めや、下半期の中国市場の投資減速などにより、新たな活動による短期的な成果は限定的なものとなりました。

当連結会計年度における連結売上高は13億31百万円(前期比7.2%減)、連結営業損失は92百万円(前期は営業損失14百万円)となりました。営業外収益として助成金収入他を計上した結果、連結経常損失は9百万円(前期は経常利益37百万円)となりました。また当期および今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の取崩しを実施したことにより、連結当期純損失は2億29百万円(前期は当期純利益15百万円)となりました。

種目別の売上状況は次のとおりであります。

- ① 製品及び商品売上高は6億67百万円(前期比5.9%減)となりました。 製品及び商品売上高減少の主な理由は、国内既存顧客の設計設備投資抑制 の継続による売上高の減少に対して、新製品による新規需要の掘り起こしや 海外拡販の増加が追いついていないことにあります。引き続きこれらの売上 拡大対策を継続強化してまいります。
- ② サービス売上高は6億64百万円(前期比8.4%減)となりました。 サービス売上高減少の主な理由は、顧客企業の事業再編やリストラにより、 設計技術者の減員および設計外注費の削減が進み、既存設計設備の稼働率が 減少したことにあります。当社企業グループでは、従来の製品サポートサー ビスに留まらず、サービス内容の拡大充実をはかり、顧客のニーズ変化に合 わせたサービス・サポート体制を強化してまいります。

#### 種目別売上状況

(単位:千円)

売上種目	前連結会	会計年度	当連結会計年度			
グビエイ里日	売上高	前期比(%)	売上高	前期比(%)		
製品及び商品	708, 821	97. 4	667, 167	94. 1		
サービス	725, 887	92. 6	664, 550	91.6		
合 計	1, 434, 708	94. 9	1, 331, 717	92.8		

#### 2. 対処すべき課題

半導体市場ではリーマンショック以降、海外メーカーが立ち直りを見せているのに対して、国内メーカーは超円高や東日本大震災等の影響もあり、厳しい状況が続いています。国内では事業の絞込みや再編などにより設計者数が減少し設計委託も減少しているため、EDA市場は縮小してきており、この傾向はなお続いています。さらに新興国市場の重要性増大に伴う世界的な価格下落の流れの中で、EDA価格も下落傾向にあり、特に国内では二重にEDA縮小の要因となっています。また長く続く超円高により、国内メーカーは自社の製造ラインでは採算が合わなくなり、海外他社の製造ラインを使用する事例が増えてきています。さらには半導体の微細化が進むにつれ、巨額の製造設備投資競争に残るメーカーは限られ、国内メーカーはSoCビジネスから離反せざるを得ない状況となっています。

FPD市場では液晶パネルの価格下落が異常に大きく、世界TOP 4 のメーカーですら利益の出ない状況となっています。特にTV用、PC用が顕著です。価格だけではない競争分野として、高品質・高機能を求められる中小型液晶パネルに各社が生き残りを賭けていますが、有機ELパネルで先行している韓国メーカーは、液晶パネルへの投資から有機ELパネルへの投資にすでにシフトしています。中国では政府の補助金ばらまきにより各社の採算を無視した投資競争が続いていましたが、政府方針の変更もあり、今後は着実な投資が予想されます。国内では中小型液晶パネルの3社統合がなされ、R&Dの強化方針が出されております。

こうした事業環境の中では、製品の差別化が最重要課題であり、従来製品に加えて、評価期間の比較的短い、各種検証製品や高信頼性設計を支える製品群の強化によって、国内売上高を保持ないしは拡大させ、海外販売を大幅に拡大させる必要があります。

全体として当社企業グループの現在のシェアは、製品競争力の割には国内においてもまだ小さく、このことは言い替えれば十分に伸ばせる余地があるということであると考えております。研究開発の効率化を継続して製品競争力をいっそう高め、競合他社との差別化をより明確にし、海外販売チャネルおよびサポートサービスを強化していくことで、この対処すべき課題に取り組んでまいります。

具体的には、以下のとおりであります。

# (1) 海外半導体市場での拡販

今まで海外半導体市場では、比較的技術サポートの負荷が小さいマスクビュワー製品「HOTSCOPE」を先兵として投入することで海外市場の販売チャネル開拓を進めてまいりましたが、国内半導体メーカーの設計業務の海外展開や国内顧客が海外半導体メーカーの傘下になる等のグローバル化が進み、国内市場のシェアを拡大する意味でも、当社企業グループの主力製品である「α-SX」シリーズの海外展開が急務となっています。しかしながら、海外市場では、国際的に大きなシェアを持っている競合大手ベンダの設計環境がすでに使用されているため、導入までに多くのコストと時間のかかるトータルフローのリプレースではなく、既存の設計環境にアドオンして簡単に使用でき、しかも既存他社製品に対して大きな競争力や特徴のある製品群を新たにシリーズ製品として再構成して販売を開始します。新たなアドオンシリーズ製品は、省エネ対応や高信頼性設計支援など社会のニーズに合致しかつ評価期間の比較的短い製品が主力となります。

このように海外半導体市場に対してはアドオン製品の販売が主力ではありますが、国内半導体会社が海外の会社に買収された場合や、中小の設計会社などでは  $\alpha$ -SXのトータルフローの引合いもあり、この場合にはグローバルなフィールドサポートサービスの提供が重要な鍵となってまいります。

#### (2) 国内半導体市場でのシェア拡大

国内半導体市場の中で大手半導体メーカーについては、海外半導体市場への拡 販戦略と同じアプローチを採ります。大手競合ベンダとの包括契約を崩すのはハ ードルがかなり高いため、新しいシリーズ製品、特に高信頼性設計支援を目的と した製品群を主力としてアドオン導入を推進します。

中堅半導体メーカーおよび既存顧客に対しては、従来どおり $\alpha$ -SXのトータル設計フローの販売を推進してまいります。この場合には、海外有力半導体製造会社の設計ライブラリを整備することにより $\alpha$ -SXの単独利用を推進するほか、競合大手製品ベースの設計ライブラリを整備済の顧客には、競合大手設計環境との共存利用環境を用意して販売拡大を図ります。また当社企業グループのレイアウト設計環境の導入済顧客には、主に回路設計環境やフロアプラン環境および検証ツールなどの追加導入によるトータルフローとしての効果の最大化と設計品質向上をアピールしてまいります。

#### (3) FPD市場での拡販

FPD市場で、当社企業グループは日本の高度な製品仕様の実現を容易にする配線機能や高速高精度な検証機能に強みを持っており、これらは高い技術力を必要とされる中小型パネル分野で特に有効です。このため韓国、台湾でも当社企業グループ製品への関心が高まっており、当地代理店に対する高度な教育が重要な課題となっています。中国ではまだTV用、PC用が中心ですが、中小型液晶パネルについても、2、3年のスパンで日本や韓国をキャッチアップしてくると予想され、先々有望な市場として捉えております。すでに中国子会社に専任の営業・AEを組織し、更には中国市場向け製品開発チームを立ち上げて、中国の習慣に合致した販売形態を推進しております。国内では中小型液晶パネルメーカー3社が合併して今まで以上のR&D強化を方針として打ち出しています。今後さらに、より高い技術力に合わせたより高度な製品仕様の検証ツールが要請されてくると予想され、この要請にタイムリーに応えていくことが大変重要だと考えております。

# 3. 財産及び損益の状況の推移

#### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

			期別		第7期		第8期		第9期	第10	)期(当連結会計年度)
区	分	\		自至	平成20年4月1日 平成21年3月31日	自至	1 /// 1 -/4 - 1.	自至	平成22年4月1日 平成23年3月31日	自至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売	上	高	(千円)		2, 074, 476		1, 512, 268		1, 434, 708		1, 331, 717
経常和	川益又は経常損失	(△)	(千円)		264, 647		60, 515		37, 968		△9,828
当期純	利益又は当期純損労	ŧ (∆)	(千円)		58, 999		24, 878		15, 292		△229, 721
1株当た	り当期純利益又は当期純社	損失 (△)	(円)		3, 072. 8		1, 295. 7		796.4		△11, 964. 6
総	資	産	(千円)		2, 826, 938		2, 683, 693		2, 652, 428		2, 413, 563
純	資	産	(千円)		2, 447, 655		2, 434, 809		2, 427, 474		2, 177, 914

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数より期中平均自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

#### (2) 当社単体の財産及び損益の状況の推移

			期	別		第7期	第8期		第9期	第	10期(当期)
区	分	_		_	自至	平成20年4月1日 平成21年3月31日	平成21年4月1日 平成22年3月31日	自至	平成22年4月1日 平成23年3月31日	自至	平成23年4月1日 平成24年3月31日
売	上	高	(千)	円)		2, 063, 231	1, 509, 655		1, 434, 708		1, 316, 922
経常和	刊益又は経常損失	$(\triangle)$	(千)	円)		238, 492	52, 135		26, 517		△21, 264
当期糾	利益又は当期純損失	(∆)	(千)	円)		36, 746	16, 446		6, 116		△242, 463
1株当た	: り当期純利益又は当期純損	失 (△)	(円	] )		1, 913. 8	856. 5		318.5		△12, 628. 3
総	資	産	(千)	円)		2, 732, 636	2, 578, 831		2, 543, 024		2, 265, 633
純	資	産	(千)	円)		2, 331, 603	2, 309, 649		2, 296, 566		2, 034, 903

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
  - 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数より期中平均自己株式数を控除した株式数によって算出しております。

#### 4. 重要な親会社及び子会社の状況

#### (1) 親会社との関係

会	社	名	資本金(千円)	議決権(被所 有)比率(%)	主要な事業内容
株式会社ア	ルゴグラ	フィックス	1, 337, 718	51.6	CAD/CAM/CAEシステムの販売、コンサルティング

- (注) 1. 当社の取締役1名及び監査役1名は上記親会社の執行役員または監査役を 兼務しております。
  - 2. 当社は上記親会社との間で製品の販売ならびに商品の仕入取引を行っております。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(千円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
株式会社ジーダット・イノベーション	10,000	100.0	EDA関連ソフトウェアの研 究・開発
績達特軟件(北京)有限公司	10, 489 (US\$100, 000)	100.0	EDA関連ソフトウェアの研究・開発、販売、サポート

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の2社であります。
  - 2. 連結子会社でありました株式会社A-ソリューションは、平成24年1月23日 付で清算結了しております。
- 5. 主要な事業内容(平成24年3月31日現在)
  - (1) ソフトウェアの開発、販売、サポート及びコンサルティング
  - (2) 電子回路及び電子部品の設計環境構築サービス及びコンサルティング
  - (3) 電子回路設計の受託及び電子回路設計資産の開発、販売
  - (4) 上記各号に附帯する一切の事業
- 6. 主要な事業所(平成24年3月31日現在)
  - (1) 当社.

名称	所 在 地
本社	東京都中央区東日本橋三丁目4番14号
西日本営業所	大阪府大阪市淀川区宮原四丁目3番12号

(注) 平成23年11月28日から、本社所在地 東京都中央区日本橋人形町二丁目26番 5号を、上記のように移転しております。

# (2) 子会社

名 称	所 在 地
株式会社ジーダット・イノベーション	福岡県北九州市若松区ひびきの2番5号
績達特軟件 (北京) 有限公司	北京市西城区新街口外大街28号 B 座409-412室

# 7. 従業員の状況(平成24年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
129	+4

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員1名を含んでおります。
  - 2. 臨時従業員(派遣社員)は3名(前連結会計年度末比1名減)であり、従業員数には含まれておりません。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
87	0	44. 0	6.8

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員1名を含んでおります。
  - 2. 従業員数には、子会社への出向者9名を含んでおります。
  - 3. 臨時従業員(派遣社員)は2名(前事業年度末比1名減)であり、従業員数には含まれておりません。
- 8. 主要な借入先の状況 該当事項はありません。
- 9. その他企業集団の現況に関する重要な事項 該当事項はありません。

# Ⅱ 会社の株式に関する事項(平成24年3月31日現在)

1. 株式の状況

(1) 発行可能株式総数

78,000株

(2) 発行済株式の総数

19,500株(自己株式300株を含む。)

(3) 株主数

618名

(4) 大株主(上位10名)

±±+ →	当社への出資状況			
株 主 名 	持株数(株) 持株比率(%)			
株式会社アルゴグラフィックス	9, 900 51. 56			
セイコーインスツル株式会社	4, 080 21. 25			
ジーダット従業員持株会	784 4. 08			
中修一	235 1. 22			
岩 崎 泰 次	200 1.04			
石 橋 眞 一	150 0.78			
株式会社エスケーエレクトロニクス	90 0. 47			
株 式 会 社 図 研	90 0. 47			
大 日 本 印 刷 株 式 会 社	90 0. 47			
凸 版 印 刷 株 式 会 社	90 0.47			

- (注) 持株比率は自己株式 (300株) を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。
- 2. その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

# Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況(平成24年3月31日現在)

地	位		氏	名	担	当	重要な兼職の状況
代表耶	文締役社	長	石 橋	眞一			㈱ジーダット・イノベーション 代表取締役社長 績達特軟件(北京)有限公司 董事長
取	締	役	増山	雅美		画部担当 画部長兼)	
取	締	役	香月	弘 幸		ム部担当 ム部長兼)	
取	締	役	伊藤	俊彦			㈱アルゴグラフィックス執行役 員 財務・広報・法務統括部長
常勤	監査	役	飯村	雄次			
監	査	役	中村	隆 夫			㈱アルゴグラフィックス常勤監 査役
監	查	役	鈴木	想一			

- (注) 1. 取締役のうち伊藤俊彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
  - 2. 監査役飯村雄次氏及び鈴木想一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は両氏を大阪証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
  - 3. 吉田隆男氏は、平成23年6月15日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
  - 4. 当事業年度末日後に生じた取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

丘 夕		重要な兼	重要な兼職の状況			
	名	変更後	変更前	異動年月日		
伊藤	俊彦	㈱アルゴグラフィック ス執行役員 経営企画 室長	㈱アルゴグラフィック ス執行役員 財務・広 報・法務統括部長	平成24年4月1日		

### 2. 事業年度中に退任した取締役

	£時のst aけるb		氏	名	退任時の担当及び 重要な兼職の状況	退任日
取	締	役	伊藤	吉昭	セイコーインスツル㈱執行役員 水晶事業部長兼栃木事業所長	平成23年10月31日

- (注) 1. 取締役伊藤吉昭氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役でありました。
  - 2. 取締役伊藤吉昭氏は、辞任による退任であります。
- 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 3名 25,920千円 (うち社外取締役の報酬等はありません。)

監査役 3名 10,160千円 (うち社外監査役 3名の報酬等 10,160千円。)

- 4. 社外役員に関する事項
  - (1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係(平成24年3月31日現在)

	地	位		氏	名	重要な兼職の状況
取	締		役	伊藤	俊彦	㈱アルゴグラフィックス執行役員 財務・広報・法 務統括部長
取	締		役	伊藤	吉昭	セイコーインスツル(㈱執行役員水晶事業部長兼栃木 事業所長
常	勤監	査	役	飯村	雄次	
監	查		役	鈴木	想一	

- (注) 1. ㈱アルゴグラフィックスは当社の親会社であり、当社は同社との間で製品の販売ならびに商品の仕入取引があります。
  - 2. セイコーインスツル㈱と当社との間には、製品の販売取引ならびに販売促進業務の委託取引があります。
  - 3. 取締役伊藤吉昭氏は平成23年10月31日に退任いたしました。なお同氏の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。
  - (2) 主要取引先等特定関係者との関係 該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度における主な活動状況

取締役伊藤俊彦 当事業年度に開催した取締役会16回(定時12回、臨時4

回)のうち合計15回に出席し、意見やアドバイスを述

べております。

取締役伊藤吉昭 平成23年10月31日に退任するまでに開催した任期期間

中の取締役会10回(定時7回、臨時3回)全てに出席し、

意見やアドバイスを述べております。

監査役飯村雄次 当事業年度に開催した取締役会16回(定時12回、臨時

4回)のうち合計14回、監査役会13回(定時12回、臨時 1回)のうち合計11回に出席し、取締役の職務遂行の監 査等職務を遂行する上で必要な発言を適宜行っている 他、常勤監査役として監査役会における重要な協議や 監査の方法、結果について必要な発言を行っておりま

+

監査役鈴木想一 就任後開催した取締役会13回(定時10回、臨時3回)及

び監査役会10回(定時10回)全てに出席し、長年の会 社経営者としての経験による企業統治につての優れた 見識に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点

から、必要な発言を適宜行っております。

# (4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

- (5) 当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等はありません。
- (6) (1) ~ (5) の内容に対する社外役員の意見 特段の意見はありません。

#### V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

#### 2. 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,	750	十円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,	000	千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、監査業務以外に、社内研修業務等を委託しております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人において適正な監査の遂行が困難であると認められる場合など、その必要があると判断した場合、取締役会は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任の議案を株主総会に付議することといたします。

#### VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成19年6月20日開催の取締役会において、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づく、内部統制システムの構築に関する基本方針を決議し、内部統制の整備を行っております。なお本決議は平成21年1月28日に一部改訂を行っております。最新の内部統制システムの構築に関する基本方針は下記のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、取締役及び従業員の全てが法令及び定款、社会的規範を遵守するための行動基準として、「行動規範・行動ガイドブック」を定める。
  - ② 「行動規範・行動ガイドブック」の徹底を図る主管部門は経営企画部とし、 当社企業グループ全体の取組みを組織横断的に統括し、従業員への啓蒙、教 育活動を行い、定期的に取組み状況を取締役会、監査役会に報告する。
  - ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告し、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
  - ④ 監査役会及び監査役は、当社の法令遵守体制に問題があると認めたときには、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
  - ⑤ 当社における法令、諸規定に反する行為等を早期に発見し、是正することを目的に、「内部通報制度に関する規程」に定める内部通報制度を導入する。
  - ⑥ 各部署における業務の効率性とリスクの予防、法令遵守が十分に図られているかの監視を目的として、内部監査室が定期的な業務監査を実施する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 「文書管理規程」に基づき、書面による記録または電磁的に記録し、保存・ 管理を行う。(株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、経営会議 議事録等の重要文書)
  - ② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できる。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 取締役会は、当社のリスク管理を体系的に制定する、「リスク管理規程」を定める。
  - ② リスク管理の徹底を図る主管部門は経営企画部とし、当社企業グループ内のリスク情報の分析・評価を行い、個々のリスクに対する管理体制の構築を行うとともに、定期的に管理状況を取締役会、監査役会に報告する。
  - ③ 各部署におけるリスクのマネジメントが十分に行われているか検証し、リスクの予防を図ることを目的として、内部監査室が定期的な業務監査を実施する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役会にて各取締役の職務分担を明確に定める。
  - ② 取締役会を補完する目的で、社長ならびに部門長以上で構成される経営会 議を原則毎週1回開催し、経営課題のリストアップ、対策の立案等に議論を 尽くし、多面的な検討を行うとともに、経営の迅速な意思決定を推進する。
  - ③ 取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を選任する。
  - ④ 「業務分掌規程」、「決裁権限基準」に基づき、適正かつ効率的な職務の遂行が行われる体制とする。
- (5) 当社ならびにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を 確保するための体制
  - ① 当社の制定した「行動規範・行動ガイドブック」を各子会社においても遵守することとし、グループ企業の役員及び従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
  - ② 当社の「内部通報制度に関する規程」は子会社の役員及び従業員にも適用され、グループ企業全体での業務の適正な遂行を確保する。
  - ③ 子会社の経営管理については、当社の「関係会社管理規程」に基づき、必要な情報の当社への報告ならびに決裁基準を各子会社毎に定め、これに基づき運用を行う。
  - ④ 当社ならびにその親会社及び子会社間の取引については、当該取引を行う 必然性、合理性ならびにその取引条件の妥当性の各要件を満たすことを十分 に確認する。
  - ⑤ 当社内部監査室は、各子会社の監査役とも連携し、内部統制体制に関する 子会社監査を実施する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役会及び監査役から、当社企業グループの規模では職務を補助する専 従の使用人を置く必要が無い旨回答があり、当該使用人は設けない。
  - ② ただし、今後設置を求められた場合は、従業員から選任するものとし、当該使用人の人事異動、人事評価等については監査役会の承認を得た上で決定するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に 関する体制
  - ① 監査役は、経営会議等の当社の重要な全ての会議に出席し、報告を受け、 質問を行い、必要により意見を述べることができる。
  - ② 監査役は、業務執行に関する全ての資料、電磁的記録を閲覧でき、必要に 応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。
  - ③ 取締役は、法定の事項のほか、以下の事項について報告を行う。
    - ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - ・重大な法令・定款違反
    - 内部監査の結果
    - ・その他コンプライアンス上重要な事項
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役会は代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、 監査上の重要課題等につき相互理解を深めて改善を行う。
  - ② 監査役会及び監査役は、必要に応じて取締役並びに使用人からヒアリングを実施することができる。
  - ③ 監査役は、内部監査部門と連携し情報の共有化を図る。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
  - ① 市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との 関係を一切遮断し、それらの活動を助長し、経済的利益を含む一切の利益を 供与しないことを基本方針とする。
  - ② 所轄の警察署、顧問弁護士、外部の専門機関等と緊密に連絡し、常日頃から反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、万が一、不当要求を受けた場合の対応統括部署を経営企画部とし、組織的かつ速やかに対応する。
  - ③ 取引先等との契約書に、反社会的勢力を排除する条項の導入を進め、反社会的勢力との関係を遮断する。

### 2. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、具体的に定めておりません。

#### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、毎年1回期末配当を行うことを基本方針としており、株主総会の決議をもって決定することとしております。また取締役会の決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は経営基盤の強化と今後の積極的な研究開発投資に備えるために、内部留保の充実を重視しておりますが、株主の皆様に対する安定的な利益還元の実施も重要な経営課題であると認識しております。業績動向、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要、財政状況等を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

本事業報告中の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて、比率その他については四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科 目	金 額
[流動資産]	2, 340, 302	[流動負債]	235, 649
現金及び預金	1, 969, 746	買 掛 金	23, 848
受取手形及び売掛金	172, 782	未 払 法 人 税 等	5, 601
電子記録債権	57, 110	賞 与 引 当 金	37, 187
有 価 証 券	99, 847	前 受 金	108, 125
たな卸資産	4, 934	そ の 他	60, 885
そ の 他	37, 381		
貸 倒 引 当 金	$\triangle 1,500$	負 債 合 計	235, 649
[固定資産]	73, 260	純 資 産 σ.	部
(有形固定資産)	29, 492	[株 主 資 本]	2, 178, 904
建物	14, 389	(資 本 金)	760, 007
そ の 他	15, 103	(資本剰余金)	890, 558
(無形固定資産)	19, 301	(利益剰余金)	561, 015
ソフトウェア	19, 301	(自己株式)	△32, 676
(投資その他の資産)	24, 466	[その他の包括利益累計額]	△989
そ の 他	24, 466	(為替換算調整勘定)	△989
		純 資 産 合 計	2, 177, 914
資 産 合 計	2, 413, 563	負債及び純資産合計	2, 413, 563

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

	科		目			金	額
売		Ŀ	高				1, 331, 717
売	上	原	価				338, 648
売	上	総	利	益			993, 069
販売	費及び	一般管	理 費				1, 085, 621
営	業	損	失	(A)			△92, 552
営	業	外 収	益				
受		取	利		息	4, 292	
助	成	金	J	収	入	81, 126	
そ		の			他	341	85, 760
営	業	外費	用				
有	価	証 券	売	却	損	308	
為		替	差		損	2,654	
そ		の			他	74	3, 037
経	常	損	失	$(\Delta)$			△9, 828
特	別	損	失				
子	会	社	清	算	損	776	776
税金	金等調	整前当期	純損	失 (△)			△10, 604
法	人税、	住民税	及び	事業税			4, 675
法	人	税 等	調	整額			214, 440
少数	<b>枚株主損</b>	益調整前当	<b>当期純損</b>	失(△)			△229, 721
当	期	純 損	失	(Δ)			△229, 721

# 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

			株	主 資	本	
	資 本	金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年4月1日残高	760,	007	890, 558	814, 117	△32, 676	2, 432, 006
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				△19, 200		△19, 200
当期純損失(△)				△229, 721		△229, 721
その他				△4, 181		△4, 181
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						
連結会計年度中の変動額合計		_	_	△253, 102	_	△253, 102
平成24年3月31日残高	760,	007	890, 558	561, 015	△32, 676	2, 178, 904

	その他の包括	純資産合計	
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成23年4月1日残高	△4, 532	△4, 532	2, 427, 474
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△19, 200
当期純損失(△)			△229, 721
その他			△4, 181
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3, 542	3, 542	3, 542
連結会計年度中の変動額合計	3, 542	3, 542	△249, 559
平成24年3月31日残高	△989	△989	2, 177, 914

# 連結注記表

- 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等
  - (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数………2社

連結子会社の名称…………㈱ジーダット・イノベーション

績達特軟件(北京)有限公司

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました㈱A-ソリューションは清算したため、連結の範囲から除いております。

- (2) 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。
- (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、㈱ジーダット・イノベーションについては、連結決算日と一致しております。績達特軟件(北京)有限公司については、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を実施しております。従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった績達特軟件(北京)有限公司については、同日現在の財務諸表を利用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っておりましたが、期間損益の適時把握の観点から、績達特軟件(北京)有限公司が連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を実施したことにより、当連結会計年度は平成23年4月1日から平成24年3月31日までの12ヶ月間を連結しております。

この変更に伴い、平成23年1月1日から平成23年3月31日までの損益は、連結株主 資本等変動計算書の利益剰余金の連結会計年度の変動額「その他」として表示しております。

- (4) 会計処理基準に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - 2) たな卸資産

対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)に

よっております。

b. 仕掛品……………………個別法による原価法(貸借対照表 価額については収益性の低下に基 づく簿価切下げの方法)によって

おります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産…………………定率法を採用しております。ただ し、平成10年4月1日以降に取得し

た建物(建物附属設備は除く)にかては定額法を採用しておりま

す。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~15年

工具、器具及び備品 4~6年 2) 無形固定資産・・・・・・・・ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期

間(5年)に基づく定額法によっ

ております。

③ 重要な引当金の計上基準

1) 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるた

め、一般債権については貸倒実績 率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性 を勘案し、回収不能見込額を計上

しております。

2) 賞与引当金…………従業員の賞与の支給に備えるため、 翌期賞与支給見込額のうち当連結

会計年度に帰属する部分の金額を

計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、同社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。また在外子会社の収益及び費用は、期中平均レートにより円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑤ 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

# 3. 追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

原材料…………………………4,934千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額………57,318千円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	19,500株	_	_	19,500株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19, 200	1,000	平成23年3月31日	平成23年6月16日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会 計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9, 600	500	平成24年3月31日	平成24年6月21日

(3) 新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

#### 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に対する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針 当社グループは、資金運用は安全性の高い定期預金等(金利デリバティブ組 込預金を含む)に限定し、デリバティブなど投機的な取引は行わない方針であ ります。
  - ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。 当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期 日管理及び残高管理を行っております。 営業債務である買掛金は、全てが1年以内の支払期日です。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1, 969, 746	1, 969, 746	_
(2) 受取手形及び売掛金	172, 782	172, 782	_
(3) 電子記録債権	57, 110	57, 110	_
(4) 有価証券	99, 847	99, 730	△117
資産計	2, 299, 487	2, 299, 369	△117
(1) 買掛金	23, 848	23, 848	_
(2) 未払法人税等	5, 601	5, 601	_
負債計	29, 450	29, 450	_

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 電子記録債権 これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当 該帳簿価額を時価としております。
- (4)有価証券

これらの時価について、債券は取引金融機関から提示された金額によっております。

### 負 債

(1) 買掛金及び(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1, 968, 877	_	_	_
受取手形及び売掛金	172, 782	_	_	_
電子記録債権	57, 110	_	_	_
有価証券				
満期保有目的の債 券(社債)	100, 000	_	_	_
合計	2, 298, 769	_	_	_

- - (2) 1株当たり当期純損失 (△) …… △11,964円64銭

# 8. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

9. その他の注記 該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金 額	科目	金額
[流動資産]	2, 182, 159	[流動負債]	230, 729
現金及び預金	1, 804, 229	買 掛 金	32, 639
受 取 手 形	13, 645	未 払 金	21,772
売 掛 金	159, 818	未 払 費 用	24, 733
電子記録債権	57, 110	未払法人税等	5, 601
有 価 証 券	99, 847	前 受 金	103, 834
原 材 料	4, 934	預り 金	10, 384
前 渡 金	9, 919	賞 与 引 当 金	31, 764
前 払 費 用	19, 149		
そ の 他	15, 004		
貸 倒 引 当 金	△1,500	負 債 合 計	230, 729
[固定資産]	83, 474	純 資 産 <i>の</i>	部
(有形固定資産)	25, 531	[株 主 資 本]	2, 034, 903
建物	14, 389	(資 本 金)	760, 007
工具、器具及び備品	11, 142	(資本剰余金)	890, 558
(無形固定資産)	19, 301	資本準備金	890, 558
ソフトウェア	19, 301	(利益剰余金)	417, 014
(投資その他の資産)	38, 640	その他利益剰余金	417, 014
関係会社株式	5, 563	繰越利益剰余金	417, 014
関係会社出資金	10, 489	(自己株式)	△32, 676
長期前払費用	2,603		
敷 金	19, 984		
		純 資 産 合 計	2, 034, 903
資 産 合 計	2, 265, 633	負債及び純資産合計	2, 265, 633

# 損益計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

	科			目			金	額
売		上		高				1, 316, 922
売	上	Л	亰	価				356, 480
売	ل	Ė	総	利	J	益		960, 441
販 売	費及で	びーき	设管理	里費				1, 068, 134
営	業	ŧ	損	失	(Δ	7)		△107, 692
営	業	外	収	益				
受		取		利		息	3, 525	
業	務	受	託	手	数	料	2, 400	
助	J	戓	金		収	入	81, 126	
そ			$\mathcal{O}$			他	540	87, 591
営	業	外	費	用				
有	価	証	券	売	却	損	308	
為		替		差		損	849	
そ			$\mathcal{O}$			他	5	1, 163
経	常	ŧ	損	失	(Δ	7)		△21, 264
特	別	<b>‡</b>	員	失				
子	会	礻	土	清	算	損	2, 978	2, 978
税	引前	当;	期 純	損失	₹ (△	7)		△24, 242
法	人税、	住」	民 税	及び	事 業	税	3, 780	
法	人	税	等	調	整	額	214, 440	218, 220
当	期	純	損	失	(Δ	7)		△242, 463

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

		株	主 資	本	
		資本第	剰 余 金	利益乗	利 余 金
	資 本 金	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
		貝本华佣金	貝平利示並口司	繰越利益剰余金	
平成23年4月1日残高	760, 007	890, 558	890, 558	678, 678	678, 678
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△19, 200	△19, 200
当期純損失(△)				△242, 463	△242, 463
事業年度中の変動額合計	_	_	_	△261, 663	△261, 663
平成24年3月31日残高	760, 007	890, 558	890, 558	417, 014	417, 014

	株主	株主資本	
	自己株式	株主資本合計	純資産合計
平成23年4月1日残高	△32, 676	2, 296, 566	2, 296, 566
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△19, 200	△19, 200
当期純損失(△)		△242, 463	△242, 463
事業年度中の変動額合計	_	△261, 663	△261, 663
平成24年3月31日残高	△32, 676	2, 034, 903	2, 034, 903

# 個 別 注 記 表

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2	重要な会計方針に係る事項に関する注記

	(1)	資産の評価基準及び評価方法
,	۱I.	

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法

  - 子会社株式…………移動平均法による原価法によっております。
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
  - 1) 商品及び原材料…………月次総平均法による原価法(貸借対 照表価額については収益性の低下に 基づく簿価切下げの方法)によって おります。

す。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産………………… 定率法を採用しております。ただし、 平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備は除く)については定

額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~15年

工具、器具及び備品 4~6年 ② 無形固定資産・・・・・・ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっており

ます。

(3) 引当金の計上基準

り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、

翌事業年度賞与支給見込額のうち当 事業年度に帰属する部分の金額を計

上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 3. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額……44,542千円
- (2) 関係会社に対する短期の金銭債権………11,715千円 関係会社に対する短期の金銭債務………14,758千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高・・・・・・・・・29,689千円 売上原価・・・・・・59,393千円 販売費及び一般管理費・・・・・122,695千円 営業取引以外の取引高・・・・・・5,260千円

# 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	300株		_		_	300株

# 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

税務上の繰越欠損金91,061千円未払事業税649千円賞与引当金11,320千円減価償却超過額131,200千円その他4,815千円繰延税金資産小計239,048千円評価性引当額△239,048千円繰延税金資産合計—

- 8. リースにより使用する固定資産に関する注記 該当事項はありません。
- 9. **関連当事者との取引に関する注記** 関連当事者との取引について記載すべき重要なものはありません。
- 10. 1株当たり情報に関する注記

  - (2) 1株当たり当期純損失 (△) …… △12,628円30銭
- 11. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。
- **12. その他の注記** 該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社ジーダット 取締役会 御中

# 有限責任監査法人 ト ー マ ツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 沼 田 敦 士⑪

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥 居 宏 光甸

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジーダットの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーダット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社ジーダット 取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 沼 田 敦 士 即

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鳥 居 宏 光印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジーダットの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

# 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は 認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当である と認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当である と認めます。

平成24年5月15日

株式会社ジーダット 監査役会

監査役(常勤) 飯 村 雄 次 印 監 査 役 中 村 隆 夫 印 監 査 役 鈴 木 想 一 邱

(注) 監査役飯村雄次及び鈴木想一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に 定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は経営基盤の強化と今後の積極的な研究開発投資に備えるために、内部留保の充実を重視しておりますが、株主の皆様に対する安定的な利益還元の実施も重要な経営課題であると認識しております。業績動向、将来の事業拡大や収益の向上を図るための資金需要、財政状況等を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。

第10期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭による配当といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金500円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は9,600,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成24年6月21日(木曜日)といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

株主総会ならびに取締役会の安定的かつ円滑な運営を図るため、現行定款第12条(招集権者および議長)および第20条(取締役会の招集権者および議長)の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

#### 現行定款

#### 第3章 株主総会

#### (招集権者および議長)

第12条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u>

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者および議長)

第20条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

# 変 更 案

# 第3章 株主総会

(招集権者および議長)

第12条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、<u>取締役社長の指名により取締役社長または取締</u>役会長がその議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

# 第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の招集権者および議長)

第20条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、取締役社長の指名により取締役社長または取締役会長が議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

# 第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となり、また経営陣強化のため取締役3名を増員いたしたいため、取締役7名の選任をお願いするものであります。 取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		略 歴、重 要	地 位、 担 当 及 び な 兼 職 の 状 況	所有する当社株式の数
1	でしている。 石 橋 眞 一 (昭和24年11月14日)	昭和48年4月 昭和57年8月 平成7年4月 平成11年6月 平成11年10月 平成15年10月 平成16年2月 平成17年1月 平成19年7月	(株) 大人(株) ステム (大) 大人(大) 大力 (大) (大) 大力 (大) 大力 (大)	150株
2	*** *** *** 美 増 山 雅 美 (昭和24年6月1日)	昭和49年4月 平成6年4月 平成9年10月 平成12年3月 平成15年3月 平成16年2月 平成17年6月 平成18年4月		75株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、重 要	地位、担当及びな兼職の状況	所有する当社株式の数
3	か つき ひろ ゆき 香 月 弘 幸 (昭和35年1月3日)	昭和55年4月 平成15年10月 平成16年2月 平成17年1月 平成17年6月	(現年) (現在) (現在) (現在) (現在) (現在) (現在) (現在) (現在	75株
4	かり うち かず ゆき 河 内 一 往 (昭和28年11月10日)	昭和53年4月 平成14年6月 平成17年4月 平成21年4月 平成23年10月	富士通㈱入社	_
\$	伊藤俊彦 (昭和26年7月10日)	昭和50年4月 平成13年9月 平成14年4月 平成17年6月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成24年4月	(株)北海道拓殖銀行入行 (株)アルゴグラフィックス入社 経営企画室長 同社 執行役員 経営企画室 長 当社監査役 (株)ジーダット・イノベーショ 大と監査役 (株)ジーガックス が監査と (株)が一が、ションのが、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い、 大い	_

候補者番 号	氏 名 (生年月日)		所 有 す る 当社株式の数
6	松 井 義 雄 (昭和28年6月18日)	昭和62年8月 ㈱アルゴグラフィックス入社 平成3年4月 同社 経理部 部長 (現任)	_
7	を 増設 ひろ が 佐 原 裕 明 (昭和30年12月15日)	昭和53年4月 ㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行 平成15年7月 ㈱みずほ銀行 札幌支店 支店長 平成16年6月 ㈱みずほコーポレート銀行審査第二部 部長同行 金融・公共法人管理部部長 マ成19年5月 セイコーインスツル㈱入社執行役員 財務本部 副本部長 平成20年3月 同社 執行役員 財務本部本部長 平成22年6月 同社 取締役 財務本部本部長 (現任)	-

(注) 1. 取締役候補者伊藤俊彦氏は、㈱アルゴグラフィックスの執行役員 経営企 画室長として業務を執行しており、当社と同社との間には製品の販売なら びに商品の仕入取引関係があります。

> 取締役候補者松井義雄氏は、㈱アルゴグラフィックスの経理部部長として 業務を執行しており、当社と同社との間には製品の販売ならびに商品の仕 入取引関係があります。

> 取締役候補者佐原裕明氏は、セイコーインスツル㈱の取締役財務本部本部 長として業務を執行しており、当社と同社との間には製品の販売取引及び 販売促進業務の委託取引関係があります。

> その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

- 2. 伊藤俊彦、松井義雄、佐原裕明の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3. 社外取締役候補者の選任理由及び在任期間
  - ① 伊藤俊彦氏は、㈱アルゴグラフィックスの執行役員 経営企画室長として活躍し、金融・財務において豊富な経験と専門的な知識を有しており、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。同氏は平成21年6月より、当社の社外取締役に就任しており、その在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
  - ② 松井義雄氏は、㈱アルゴグラフィックスの経理部部長として業務を執行し、経理関係に豊富な経験と専門的な知識を有しており、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。
  - ③ 佐原裕明氏は、セイコーインスツル㈱の取締役財務本部本部長として業務を執行し、経営全般、金融・財務において豊富な経験と専門的な知識を有しており、社外取締役として当社の経営に資するところが大きいと判断し、候補者としております。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成23年6月15日開催の第9期定時株主総会において補欠監査役に選任された矢野英昭氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっております。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたしたいと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

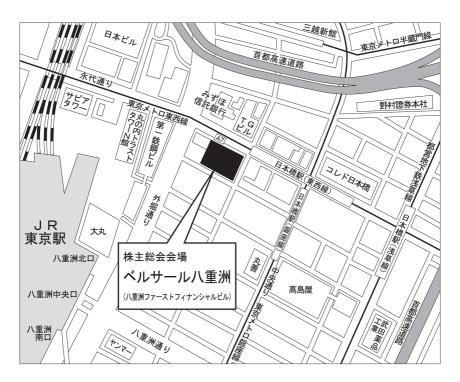
氏 名 (生年月日)	略	**、 地 位 及 び な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式の数
条 野 英 館 (昭和20年8月7日)	昭和45年4月 平成3年5月 平成4年4月 平成7年9月 平成9年4月 平成10年7月 平成13年5月 平成13年5月 平成14年2月 平成17年8月	(㈱第二精工舎(現セイコーインスツル(株))入社同社 人事部長同社 コンポーネンツ営業総括部事業推進部長秋田精密電子工業(株)(大大阪支店長セイコーインスツルメンツ(株)(現セイコーインスツル(株))大阪支店長エスアイアイ教育センター(株)代表取締役社長エスアイアイ・マイクロテクノ(株)監査役には、代表取締役社長(株)エスアイアイ・マイクロパーツ監査役	_

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 矢野英昭氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏は独立役員の候補者であります。
  - 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての独立性について
    - ① 矢野英昭氏は、会社経営者としての長年の経験によって企業統治について優れた見識を有しておられることから、監査機能を充分に発揮していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
    - ② 矢野英昭氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(監査役としての報酬は除く。)を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
    - ③ 矢野英昭氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶 者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
    - ④ 矢野英昭氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の 譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等 の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

(会場)東京都中央区八重洲1丁目3番7号八重洲ファーストフィナンシャルビルベルサール八重洲2階「Room D+E」



(交 通) 「日本橋駅」A7出口 直結 (東西線・銀座線・浅草線) 「東京駅」 八重洲北口徒歩3分(JR線・丸ノ内線)